

平成 28 年 7 月 29 日

第四次環境基本計画「地球温暖化に関する取組」
の点検報告(案)に対する意見

中央環境審議会地球環境部会
臨時委員 中村 恒明

第 133 回中央環境審議会地球環境部会で審議されます標記点検報告案の中で、『今後の課題』として記載されている項目に対し、下記のとおり意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

今後の課題1. 委員の発言に基づいた取りまとめについて

「今後、施策を推進する上での個別課題」の各項目については、本部会で委員から出された意見に基づいて、たとえ懸念や反対意見の内容であっても、バランスよく記述されるようお願いいたします。

2. 京都議定書第一約束期間の削減目標達成について

京都議定書第一約束期間の削減目標を達成するため、政府は削減目標と国内対策との差分について約 1600 億円の国費を投じて埋め合わせることとし、京都メカニズムによる約 1 億トン(約 0.19 億トン/年)のクレジット購入等により「 1.5%」分の温室効果ガスを削減することで、何とか義務を達成できたという経緯も記述してはいかがでしょうか。

加えて、民間企業においても、自主行動計画を達成するため、結果的に自らの負担で約 2.8 億トン(約 0.55 億トン/年)以上のクレジット購入により「 4.3%」分の温室効果ガス削減に貢献した経緯も記述してはいかがでしょうか。

3. パリ協定の早期批准に向けた国内手続きの推進について

パリ協定の批准にあたっては、中国や米国をはじめ途上国を含むすべての国が協調して温室効果ガス削減に取り組む公平かつ実効的な国際枠組みであることを前提として、わが国が早期に批准できるよう(国会において)国内手続きを進める必要があると考えます。

わが国は、国際的な詳細ルールづくりや、途上国の能力向上支援への積極的関与を通じて、世界全体で地球温暖化対策の推進に貢献していくことが良いのではないかと考えます。

4. 長期目標(2050年80%削減)の位置づけについて

そもそも地球温暖化対策計画の設定期間は「2030年度まで」が大前提であり、それ以降の今世紀半ばの長期目標については、パリ協定で世界全体での目標を掲げているものの、定量的な温室効果ガスの削減率は明記されておらず、気候感度に関する科学的議論も収斂していない状況にあります。このため、現段階で国内でも国際的にも十分議論が尽くされていない「2050年の削減率」を、目標値ありきで、次期(第五次)環境基本計画に率先して明記する拙速は避けるべきと考えます。経済成長と両立し得る実現可能なものとして設定する必要があるのではないのでしょうか。

それでも「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」ことを明記するのであれば、科学的な裏付け根拠がない中であっては「長期的に目指す指針」や「努力目標」といった表記とし、長期目標が中期目標の延長線上にあるのではなく、両者の位置づけが明確に異なるものであることを理解できるように書き分けてはいかがでしょうか。

加えて、このような大幅な排出削減は従来の取組みの延長では実現し得ないことを認識する必要があります。革新的技術の開発・普及などイノベーションを更に進化させていくことによって、地球温暖化対策と経済成長を両立させる必要があることを多くの委員が発言していましたので、きちんと明記くださいますようお願いいたします。

5. 長期温室効果ガス低排出発展戦略の検討にあたっての留意事項について

「長期温室効果ガス低排出発展戦略」の策定にあたっては、削減目標ありきで性急に検討するのではなく、海外の実態などファクトを徹底的に洗い出し、各国の動向を見極めつつ、慎重かつ十分に熟議を重ねる必要があると考えます。その過程で、温室効果ガス排出削減に向けた技術的な制約やコスト面の課題など裏付けのある対策・施策・技術などを研究していき、産業界を含めコンセンサスを得た“科学的な積み上げ根拠”に基づいて、「S+3E」の理念に沿い経済成長と両立できる持続可能な地球温暖化対策に向け、慎重に検討されますようお願いいたします。

6. カーボンプライシング(国内排出量取引制度、炭素税等)について

昨年12月のパリ協定の採択を受け、一部先進国だけが数値目標を伴った温室効果ガス排出削減義務を負う従来の仕組みから、中国や米国をはじめ途上国を含むすべての国が協調して地球温暖化対策に取り組む公平かつ実効的な国際枠組みへと転換した結果、わが国企業等がいたずらに「高い環境対策コスト」を負担する制約が解消されることとなりました。こうした状況下で環境関連税制を強化することは、わが国企業等にとって革新的技術のイノベーション追求や国内投資の意欲を削ぎ、国際競争力を高めながら経済成長と地球温暖化対策の両立を目指す流れを妨げかねないとの懸念や反対意見が多いことも記述してはいかがでしょうか。

「カーボンプライシング」として取り上げている国内排出量取引制度や炭素税については、国際的に公正で統一的な枠組みが確立できた場合は、理論的にはCO₂排出者に削減のイ

ンセンティブを与える仕組みとされています。しかし、実態としては民間企業における成長投資や研究開発投資の原資を奪うことにもつながりかねず、企業の長期的な成長力や国際競争力に悪影響を及ぼす懸念があります。また、環境対策コストが安くかつエネルギー効率が低い海外に生産拠点や雇用を移転することによって、世界全体で見ればCO₂排出量が増加してしまう懸念もあります。このため、国内排出量取引制度や炭素税など新たに規制的な「カーボンプライシング」の仕組みを導入することには強く反対します。

7. 二国間クレジット制度(JCM)の推進について

わが国の温室効果ガスの排出量シェアは約3%程度しかなく、大幅な排出削減のためには日本の優れた技術の開発や普及を海外で積み重ねていくことによって、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献していく取組みが重要であると考えます。

8. 各部門における排出削減の取組みの進捗について

「家庭部門」においては、これまでも国民運動などに取組んできましたが、十分な成果が上がっておらず、今後は一歩踏み込んだ効果的なアプローチが、国民運動を実効あるものとする重要なカギとなります。また、事務所ビルなど「業務その他部門」についてもCO₂排出量が増加していることに鑑み、削減余地の大きい「家庭部門」とあわせて国民運動のPDCAサイクルを回して、政府が責任をもって両部門が目標達成に向けて取組めるように後押しいただきたくお願いいたします。

このとき、仮に特定の部門(家庭部門など)において当初想定されていた成果を上げられそうにもない蓋然性が高いと判断された場合には、他の部門(産業部門など)に対して更なる削減目標を追加で求めるのではなく、各部門がそれぞれの目標を達成できるよう、あらゆる施策を総動員して環境配慮行動を促す仕組みの構築が必要であると考えます。

以上